

試験、論文、レポート等における不正行為と処分について（注意喚起）

商学部長

1年を通じたの学業生活において重要な試験の時期を迎えました。試験には本学部学生として公正な態度で臨み、試験監督者の指示に従ってください。不正な行為が認められた場合には、「明治大学学部学生の懲戒に関する内規」に基づき、厳格な処分を行います。「明治大学学部学生の懲戒に関する内規」に定められている内容は下記のとおりです。（Oh-o!Meijiにて公開、一部抜粋）

なお、生成系 AI の利用に関する注意事項については、本学ホームページをご確認ください。

https://www.meiji.ac.jp/gakucho/message/20230517_generative-ai.html

記

第1章 総則

省略

（懲戒の種類）

第3条 懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「けん責」とは、書面による注意を与え、強く戒めることをいう。
- (2) 「停学」とは、一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させることをいう。
 - ア 有期停学の期間は、1か月又は3か月とし、確定期限を付すものとする。
 - イ 無期停学の期間は、6か月以上とし、確定期限を付さないものとする。
- (3) 「退学」とは、学生としての身分を失わせることをいう。

（懲戒の対象となる行為）

第4条 懲戒の対象となる行為は、学則第66条及び同第67条の規定に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 試験、論文、レポート等における不正又は悪質と認められる行為
- (3) その他前2号に準じる不適切な行為

省略

（懲戒処分の量定基準及び量定判定）

第7条 第4条に規定する行為を事由とする懲戒処分の量定基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

省略

第4章 けん責、停学及び退学の取扱い

(懲戒処分を受けた学生の授業科目の取扱い)

第15条 懲戒処分を受けた学生の授業科目の取扱いは、別表3のとおりとする。

省略

別表2 (第7条関係)

懲戒処分の量定基準

(試験、論文、レポート等における不正行為又は悪質と認められる行為)

事由	量定		
	けん責	停学	退学
1 試験、論文、レポート等における不正行為又は悪質と認められる行為			
(1) 試験における不正行為			
ア 代人として受験する又は代人に受験させる		○	
イ 答案の交換		○	
ウ 不正行為発覚後の試験監督者等への抵抗		○	
エ 他人の答案を写す・覗く又は他人に写させる・覗かせる		○	
オ 試験に関する内容の身体・衣類・所持品・机・壁等への書込み		○	
カ 持込み許可かつ書込み不許可の教科書等への書込み		○	
キ カンニングペーパーの持込み		○	
ク 許可されていない書類等(辞書含む)の持込み		○	
ケ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用		○	
コ 持込み許可の教科書等の試験時間中の貸し借り		○	
サ 試験監督者等の指示に従わない		○	
(2) 論文(卒業論文含む)・レポート等の成績評価にかかわる課題提出における不正行為			
ア 代筆依頼		○	
イ 剽窃又は剽窃幫助	○	○	
(3) 授業の出席における不正行為			
ア 代返・虚偽行為	○		
2 その他前号に準じる不適切な行為	○	○	

・試験とは、定期試験(期間前試験、期間中試験)、特別試験、授業時間内に行われる試験をいう。

別表3 (第15条関係)

懲戒処分を受けた学生の授業科目の取扱い

懲戒の種類		授業科目の取扱い
別表1に分類される懲戒	省略	省略
別表2に分類される懲戒	けん責	・当該科目のみ不合格とする。
	有期停学	・当該学期全科目を不合格とする。 ・停学を解除した後の履修登録及び試験の受験については、

	無期停学	状況に応じて当該学部で判断する。
--	------	------------------

以 上